

**沼津市子どもの貧困対策推進計画に関する  
意見募集の結果について（意見の内容と市の考え方）**

「沼津市子どもの貧困対策推進計画（案）」についてパブックコメントを実施したところ、貴重なご意見・ご質問をいただきました。  
ご協力ありがとうございました。  
いただきましたご意見や市の考え方、計画への反映については、下記のとおりとさせていただきます。なお、ご意見については一部を整理・要約しています。

○実施期間：平成30年12月25日（火）から平成31年1月24日（木）  
○意見提出：4通（男性2人、女性2人）  
○意見数：10件  
○提出方法：電子メール2通、郵送1通、持参1通

番号	関連箇所	意見の内容（要約）	意見に対する考え方	修正の有無
1	P32 P37	<p><b>第3章 計画の基本方針（2）施策の方針、第4章施策の推進 1.教育の支援について</b></p> <p>「貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもがその能力に応じて等しく教育を受けられなければなりません」という表現を、「貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが、その経済的環境によらず等しく教育を受けられなければなりません」とした方が良いのではないかと。</p>	<p>本計画の趣旨にあるとおり、子どもの貧困対策として「すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく夢と希望をもって健やかに成長していける社会の実現」を目指しており、経済的環境はもちろんのこと、子どもが生まれ育った家庭の様々な状況によって教育の機会が奪われてはならないと考えております。</p> <p>については、いただいたご意見を踏まえ「貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが、家庭の経済状況等にかかわらず等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません」という表現に修正しました。</p>	有
2	P37	<p><b>第4章施策の推進 1.教育の支援について</b></p> <p>「学校」を、子どもの貧困対策のプラットフォームと捉えるとあるが、貧困対策の一側面に「教育」があって、その下部組織に「学校」という機関があると考えるのが妥当であり、ここでいうプラットフォームとは「行政」そのものではないかと。</p>	<p>本計画は「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」の4つの重点施策と、それらをつなげる「支援ネットワークの推進・活用」を含めた5つの施策を柱として実施していきます。</p> <p>本計画の推進にあたっては、行政のみならず、教育、医療・福祉、民間、地域など、それぞれが重要な基盤となり、連携を図りながら子どもたちを支援につなげることが重要であることから、本計画のなかで、「教育の支援」施策につなげるプラットフォームは、子どもの身近にある「学校」と考えます。</p>	無
3	P38	<p><b>第4章施策の推進 1.教育の支援（3）大学等進学に対する教育機会の提供について</b></p> <p>様々な貸付金制度の周知に努めるとあるが、お金を貸すのが目的化しているように思える。経済的な理由で進学を諦めた人たちの中にも自らの能力を高め、国益に資するポテンシャルがあるのに、国の教育（行政）は上手くすくい上げ伸ばしているといえない。経済的余裕を背景に受験体力を備えた勝ち組が高等教育を受ける資格を得る状況は、お金を貸すことで改善されるものではないと考える（返すことが前提である限り）。「能力」という不確かな客観的評価と、経済力で高等教育が賄われる現状を見直し、「能力」は「磨き、つくられてゆくもの」という視点で、沼津にしかできないようなより抜本的な高等教育の場を提供してほしい。</p>	<p>本計画は「教育の支援」として、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。</p> <p>そのなかでも、支援を必要とする子どもに確実に支援を結びつけるためには、相談窓口の強化・連携を図り、様々な支援制度や、各種奨学金制度、貸付制度等についての情報を漏れなく周知することが重要であると考えております。また、いただいたご意見も参考に、社会情勢の変化や計画の進捗を管理する中で、施策の見直しを図り、必要な支援施策について研究・検討してまいります。</p>	無
4	P39	<p><b>第4章施策の推進 2.生活の支援について</b></p> <p>母子支援生活施設（のぎくホーム）とは別のタイプの短期・中期生活支援集合住宅を設置し一時的な貧困をサポートし、市内の借り手のない賃貸物件などを有効活用し、生活や子育てが安定するまで、民間の賃貸物件相場より格安の生活環境を提供してはどうか。</p>	<p>現在、子育て短期支援事業において、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育することが一時的に保護が必要となった方を養育又は保護する制度を実施しております。</p> <p>今後も引き続き、いただいたご意見を参考に、安定した生活環境への支援や自立に向けた支援施策について研究・検討してまいります。</p>	無
5	P36 P39	<p><b>「母子生活支援施設「のぎくホーム」」について</b></p> <p>「のぎくホーム」とありますが、「母子生活支援施設」でよいのではないかと。</p>	<p>母子生活支援施設は、生活困窮や家庭内暴力などの事情を抱えた母子家庭の方が、自立に向けて生活を立て直すための施設です。市内には「のぎくホーム」が1施設ございますが、市内の方はその他市外の母子生活支援施設への利用も可能であることから、いただいたご意見を踏まえ、のぎくホームを削除し「母子生活支援施設」に修正しました。</p>	有

**沼津市子どもの貧困対策推進計画に関する  
意見募集の結果について（意見の内容と市の考え方）**

番号	関連箇所	意見の内容（要約）	意見に対する考え方	修正の有無
6	P39 ～ P42	<b>第4章施策の推進 2.生活の支援について</b> 農業、漁業、乳業などから出る廃棄処分などによる余剰産物資源を有効活用し、貧困対策の食堂に充て、低価格で利用者制限を設けず、貧困予備軍の早期ケア対策したらどうか。	本市では、民間ならではの柔軟な発想で地域ニーズを捉えたフードバンク活動や、地域ボランティア等による子ども食堂など、生活支援に関する活動が行われており、本市ではそうした活動の情報提供や、立ち上げ時の相談受付などを行っております。 いただいたご意見も踏まえ、今後も地域や民間と連携をしながら、フードバンクや、子どもの居場所づくりなどの生活支援活動を推進してまいります。	無
7	P42	<b>第4章 施策の推進 3.保護者の就労支援</b> <b>(1) 保護者の就労支援について</b> 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業のように、高等職業訓練促進給付金等事業を受けられる対象者をもう少し詳しく掲載したほうがわかりやすい表現になると思います。	母子家庭等自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金については、母子家庭等の自立支援を目的とした国庫補助金を活用し、同事業内で実施しています。 については、いただいたご意見を踏まえ、給付金の対象者や事業内容についてわかりやすい表現に修正しました。	有
8	P38 P43	<b>「【新規事業】ひとり親世帯への進学支援の情報提供」について</b> 中学3年生に対して進学に関する情報を提供するようですが、私立高校では私立高校独自の就学援助があるので、それも含めて情報提供していただきたい。	いただいたご意見を参考に、近隣市の私立高校における独自に実施している就学援助制度や、その他有益な情報を各種提供できるように、積極的な情報収集に努めてまいります。	無
9	P45 ～ P46	<b>第4章施策の推進 5.支援ネットワークの推進・活用について</b> 貧困の連鎖の背景に虐待の連鎖がある場合もある。虐待と並行して貧困対策にあたるため、虐待調査と対応の専門機関を設置すべきではないか。被虐待者に対しては専門職による治療へと導入する必要があるのではないか。	現在、子どもの虐待対策については、(P45)児童家庭相談事業において保護者等からの児童に関する様々な問題や家庭相談に応じ、また、(P46)要保護児童対策地域協議会等と連携し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図っております。ご意見にもあるとおり、貧困の連鎖の背景には虐待などの様々な要因があり、その要因を一つ一つ解決することが重要だと考えております。今後も引き続き、行政各部署・関係機関・地域等が一丸となって問題解決にあたる連携体制を推進してまいります。	無
10	P37 ～ P46	<b>第4章施策の推進について</b> 各種貸付制度は廃止し、無返済貸付または給付とした方が、返済の管理、督促業務などがなくなり、その分を他の業務に回せるのではないか。	行政、福祉、民間団体等による各種貸付制度がございますが、そのなかには給付型の奨学金など一定の条件のもと、返済が不要となる制度もございます。生活費や子どもの教育費等に困窮している方への貸付制度や奨学金制度については、支援する側の様々な思い、目的から実施されているものであり、すべての貸付制度を廃止することは難しいと考えます。 市としましては今後も引き続き、生活費や、子どもの教育に係る費用について困難を抱えている方への支援について、各種貸付制度や奨学金、給付金について積極的な情報収集・周知の徹底を図り、また、必要な支援施策について研究・検討してまいります。	無